

松尾商工業協同組合発行の商品券をお持ちのお客様へ

『松尾商工業協同組合商品券』廃止のお知らせ

ご利用終了日：令和2年10月29日(木)

「松尾商工業協同組合商品券」のご利用は、令和2年10月29日をもって終了いたします。

ご利用終了日後の未使用商品券取扱いについて

未使用の当該商品券につきましては、資金決済法第20条第1項の規定に基づき下記のとおり払戻しを行います。

当該商品券をお持ちのお客様は、下記の申し出期間内に払戻しの手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

対象の商品券▶未使用の松尾商工業協同組合商品券五百圓



払戻申出期間

令和2年10月30日(金)～令和3年1月29日(金)

午前9時～午後5時(令和2年12月28日～令和3年1月3日を除く平日)

※この期間内に申出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

申出方法 未使用の商品券五百圓を松尾商工業協同組合事務局
(山武市松尾町松尾183-4 山武市商工会内)へご持参ください。

払戻方法 商品券と同額面の金額を現金でお支払いいたします。

●お問い合わせ先

松尾商工業協同組合

千葉県山武市松尾町松尾183-4 山武市商工会内 TEL:0479-86-5147